

## 第5章 県民や事業関係者等の意識

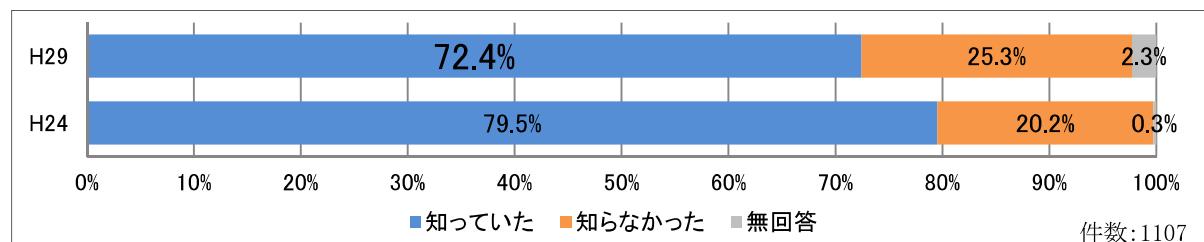
### 1 アンケート調査

#### (1) 一般県民アンケート

- 将来に向けて健全な森と緑を引き継いでいくことについて、  
96%が「必要」と回答
- 税を継続して森と緑を守り育てる取組を行うことについて、  
86%が「賛成」と回答

#### ■公益的機能の認知度

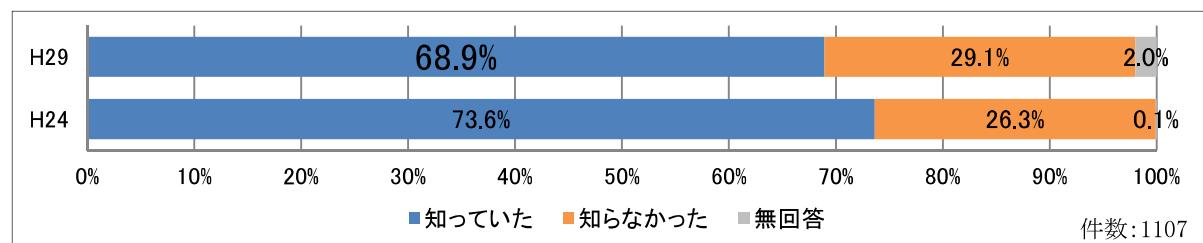
問：森と緑は、環境の保全や災害の防止など様々な公益的機能により、私たちの暮らしを支えてくれています。あなたは、このことについて知っていましたか。



・「知っていた」と答えた人の割合は約7割。

#### ■森や緑の公益的機能の低下に対する意識

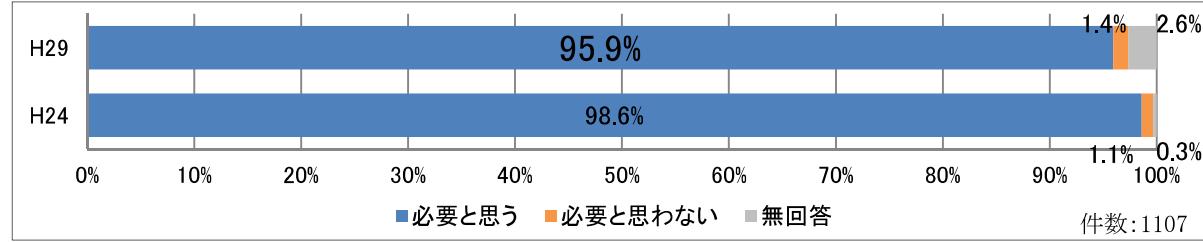
問：近年、木材価格の低迷により、森林所有者による人工林の手入れが不足したり、開発等により都市の緑が減少するなど、森と緑の持つ様々な公益的機能がだんだん低下してしまってることが心配されています。あなたは、このことを知っていましたか。



・「知っていた」と答えた人の割合は約7割。

#### ■健全な森と緑の継承について

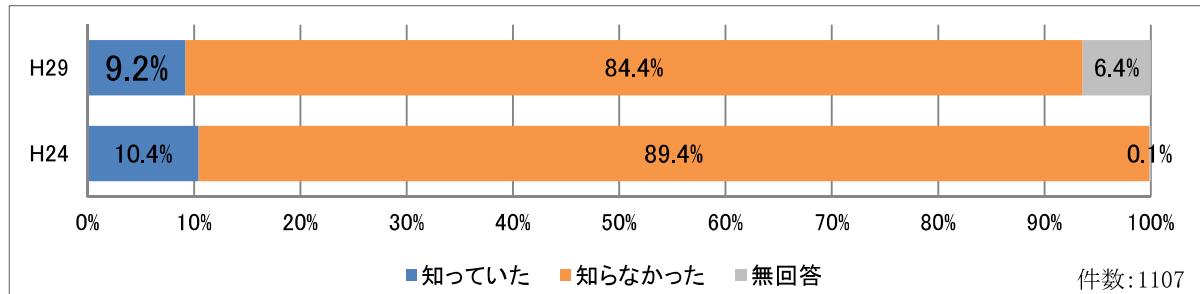
問：将来に向けて健全な森と緑を引き継いでいくことについて、必要と思いますか。



・「必要と思う」と答えた人の割合は96%。

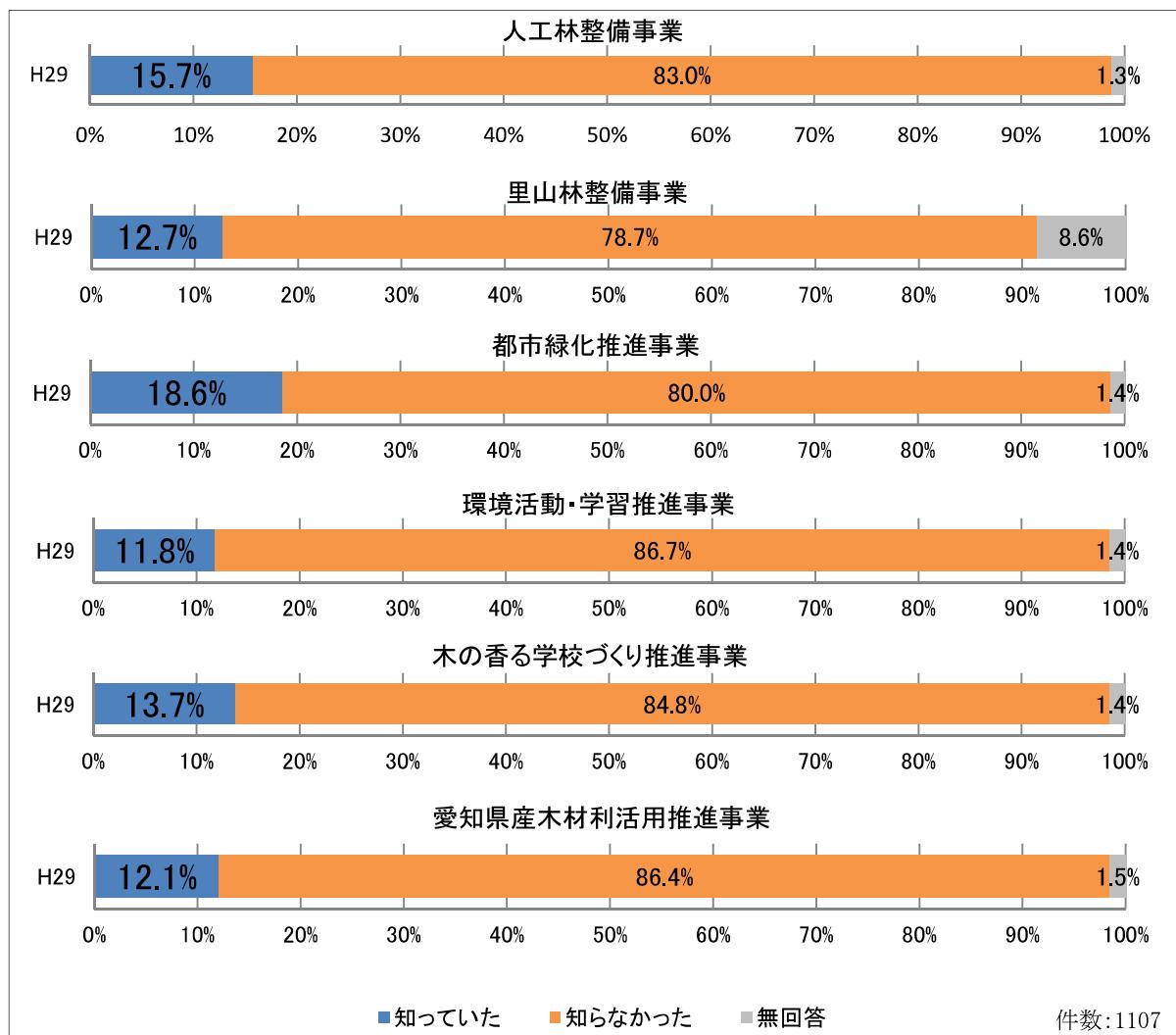
## ■「あいち森と緑づくり税」の認知度について

問：このアンケート調査の前に「あいち森と緑づくり税」のことを知っていましたか。



- ・「知っていた」と答えた人の割合は9%。

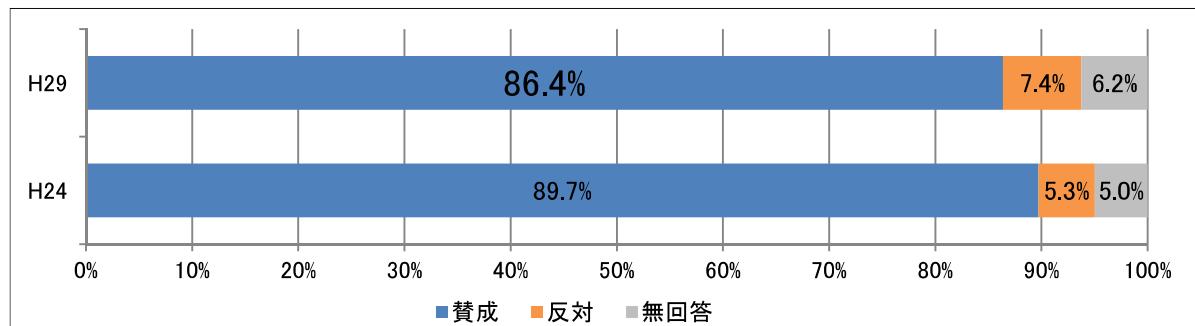
## ■事業の認知度について



- ・「知っていた」と答えた人の割合は、約1～2割。

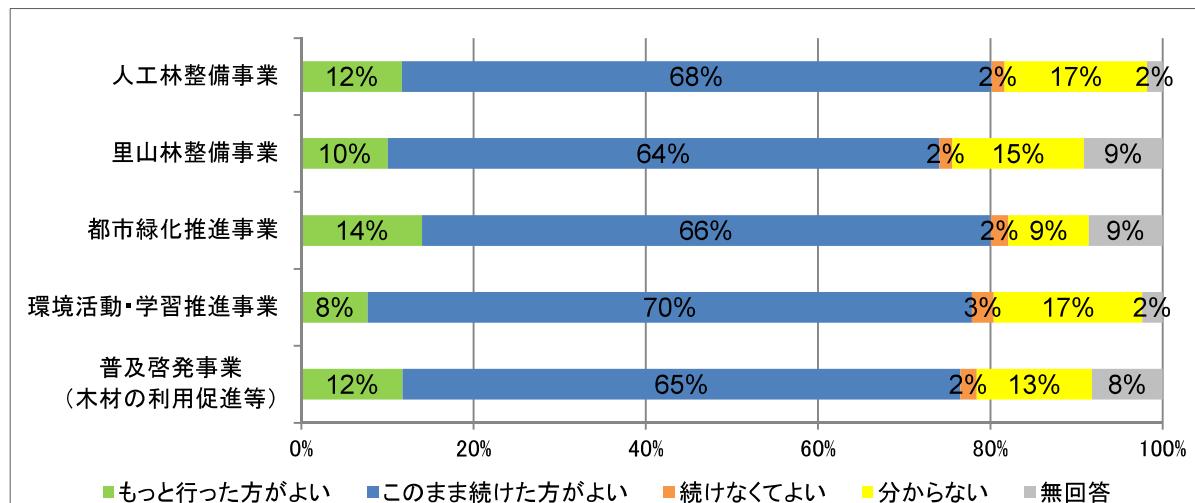
## ■事業の継続について

問：平成31年度以降も「あいち森と緑づくり税」を継続して、森と緑を守り育てる取組を行うことについてどのように思いますか。



- 「賛成」と答えた人の割合は86%。

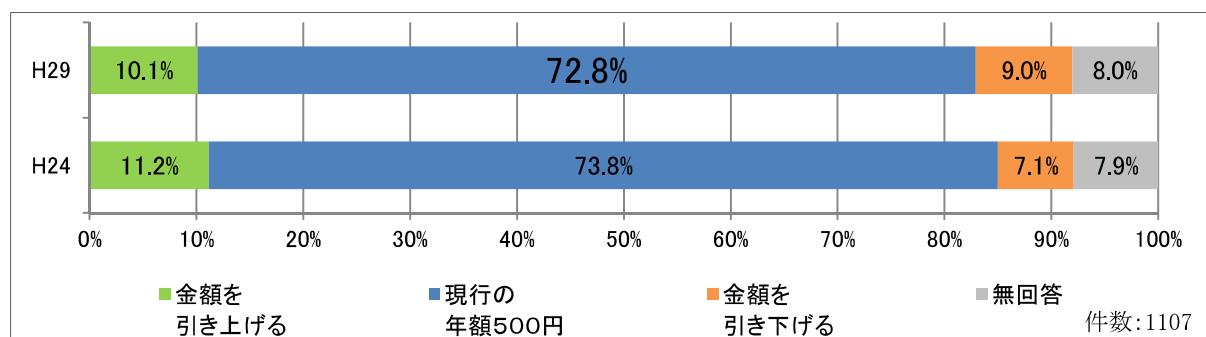
### (事業別)



- 「もっと行った方がよい」と「このまま続けた方がよい」を合わせた「続けた方がよい」と答えた人の割合は7~8割。

## ■税の負担額について

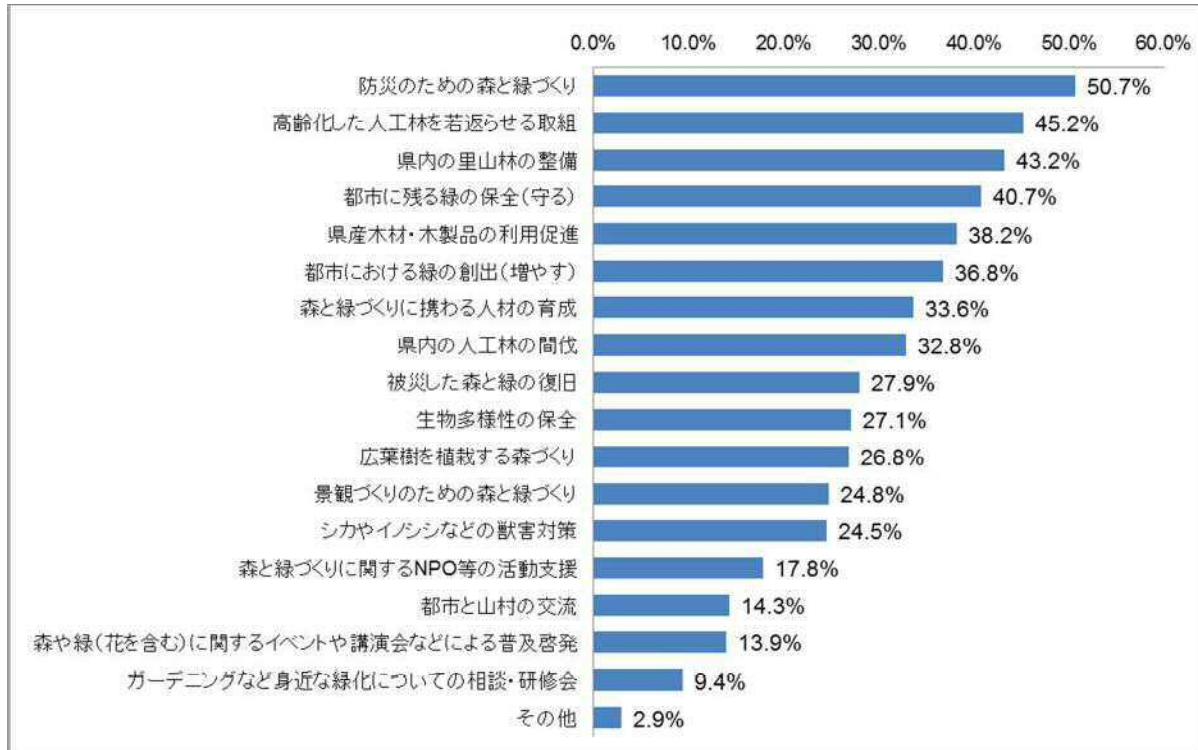
問：「あいち森と緑づくり税」を平成31年度以降も継続する場合、個人の方の負担はどの程度が適当だと思いますか。



- 「現行の年額500円」と答えた人の割合が73%と最も高く、続いて「金額を引き上げる」(10%)となっている。

## ■今後必要な取組について

問：「あいち森と緑づくり事業」を平成31年度以降も継続する場合、どのような取組を行えばよいと思いますか。



- 「防災のための森と緑づくり」が最も高く、続いて「高齢化した人工林を若返らせる取組」となっている。

(参考)

### 1 調査のあらまし

調査対象	県内居住の18歳以上の男女
標本数	3,000人（層化二段無作為抽出法で抽出）
回答数	1,107人（回答率36.9%）
調査時期	平成29年7月～8月

### 2 標本誤差について

- 調査結果については、統計上の多少の誤差（標本誤差）が生じることがあり、調査結果をみる場合には、一定の幅をもたせてみる必要があります。
- 今回の調査（回答者1,107人）の標本誤差は、下表のとおりとなります。

区分	回答の比率(%)									
	5 95	10 90	15 85	20 80	25 75	30 70	35 65	40 60	45 55	50
標本誤差	1.9	2.6	3.0	3.4	3.7	3.9	4.1	4.2	4.2	4.3

例えば、「A」と答えた人の割合が50%であった場合、±4.3%（45.7～54.3%）の誤差をみる必要があります。

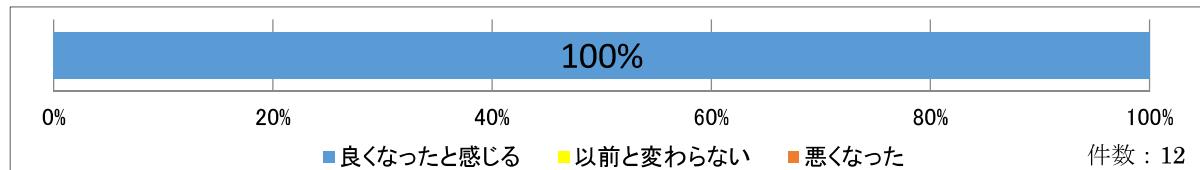
## (2) 市町村アンケート

- 人工林整備事業、提案型里山林整備事業で、市町村の100%が効果を実感
- 全ての事業について、市町村の大半が継続を希望

### ■事業の効果について

#### ①人工林整備事業

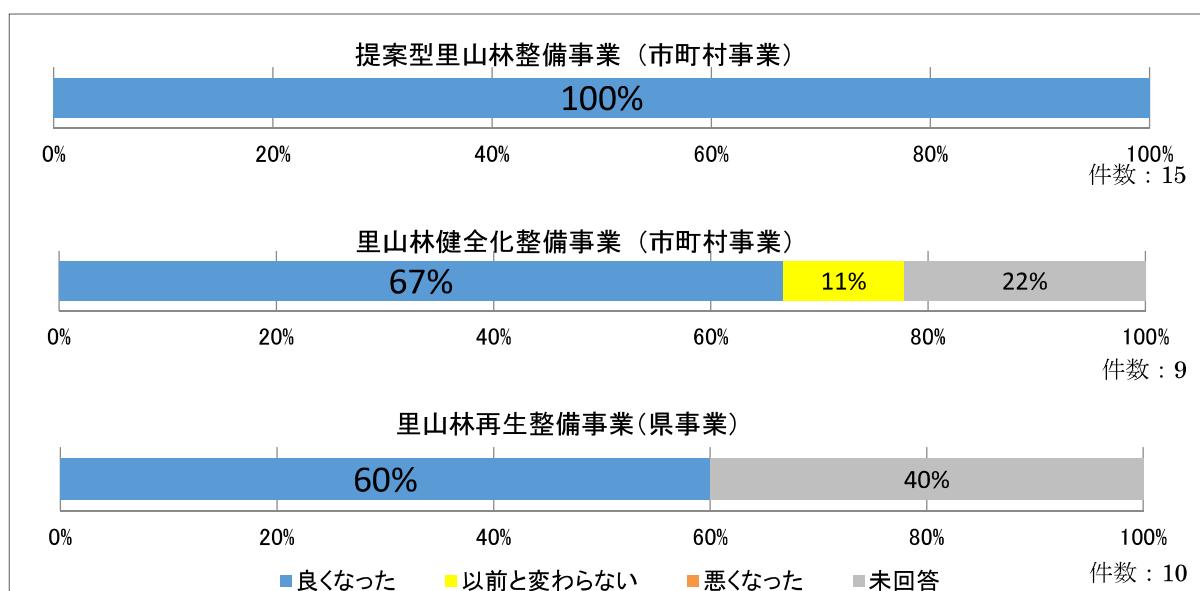
問：人工林整備事業を実施した結果、貴市町村の森林が良くなったと感じますか。



・「良くなった」と答えた市町村の割合は100%。

#### ②里山林整備事業

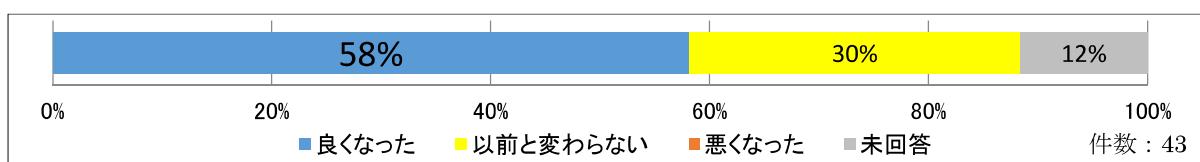
問：里山林整備事業を実施した結果、貴市町村の森林が良くなったと感じますか。



・「良くなった」と答えた市町村の割合は、地域住民等と協働で里山林の利活用を行う「提案型里山林整備」で100%、その他の事業で6～7割。

#### ③都市緑化推進事業

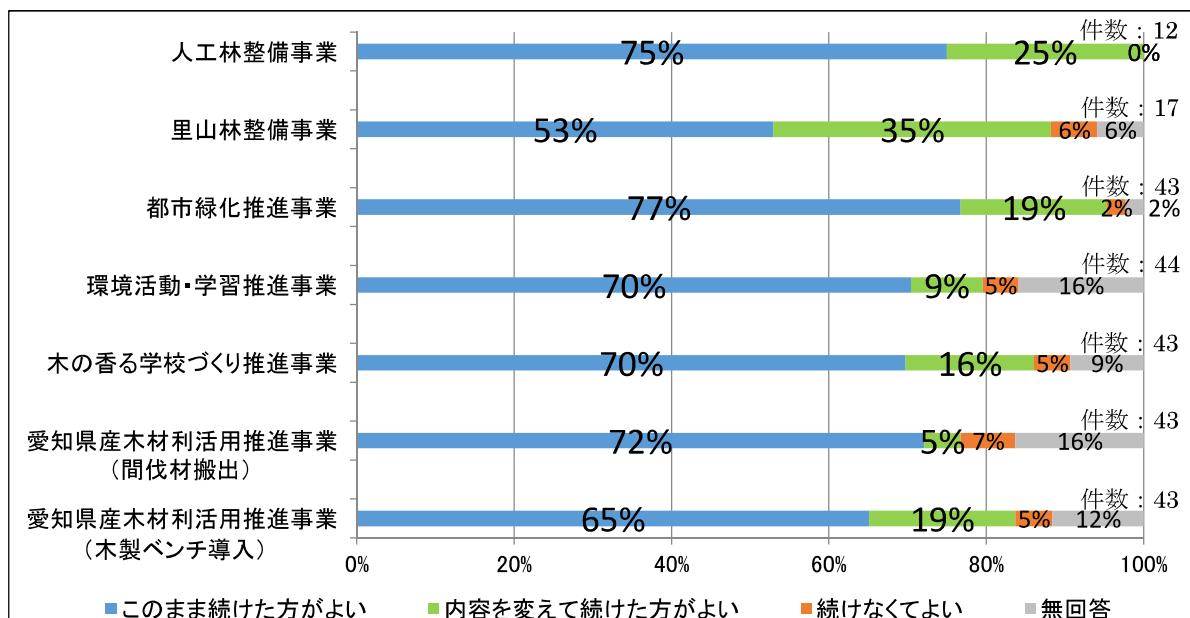
問：都市緑化推進事業を実施した結果、貴市町村の都市の緑が良くなったと感じますか。



・「良くなった」と答えた市町村の割合は58%。

## ■事業の継続について

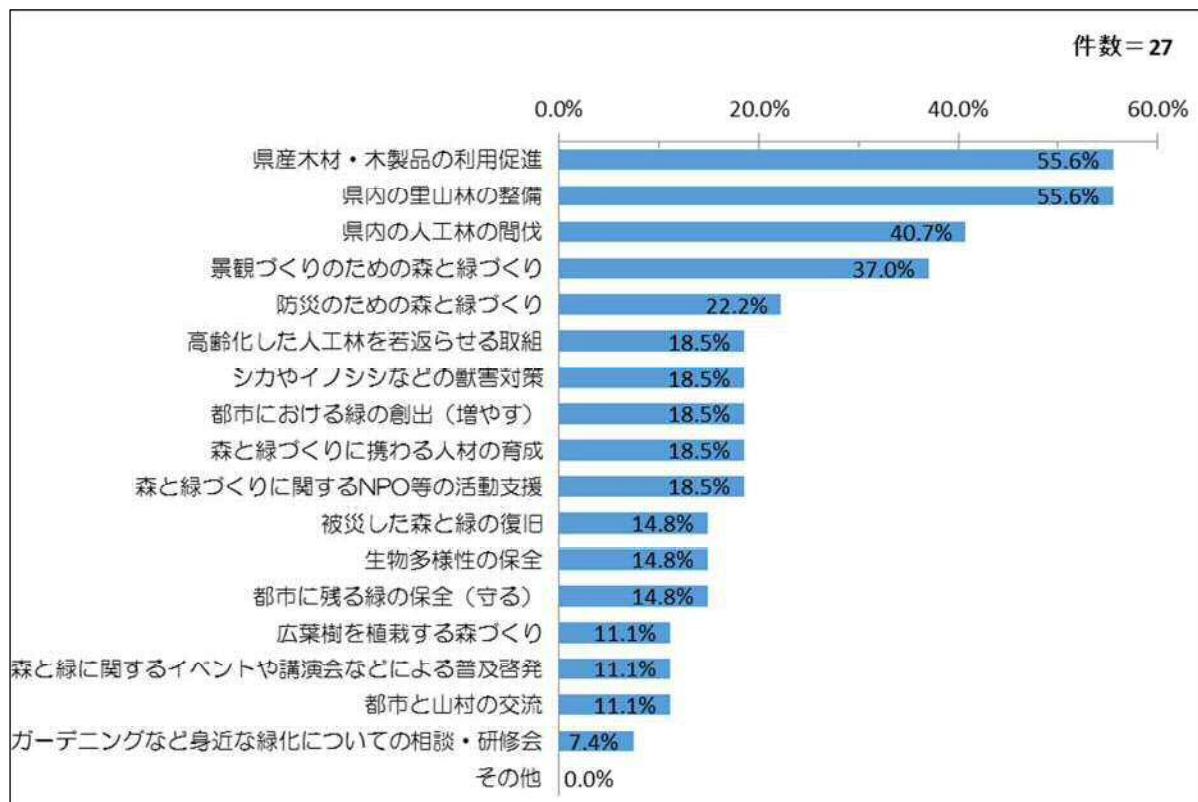
問：各事業を平成31年度以降も続けていった方がよいと思いますか。



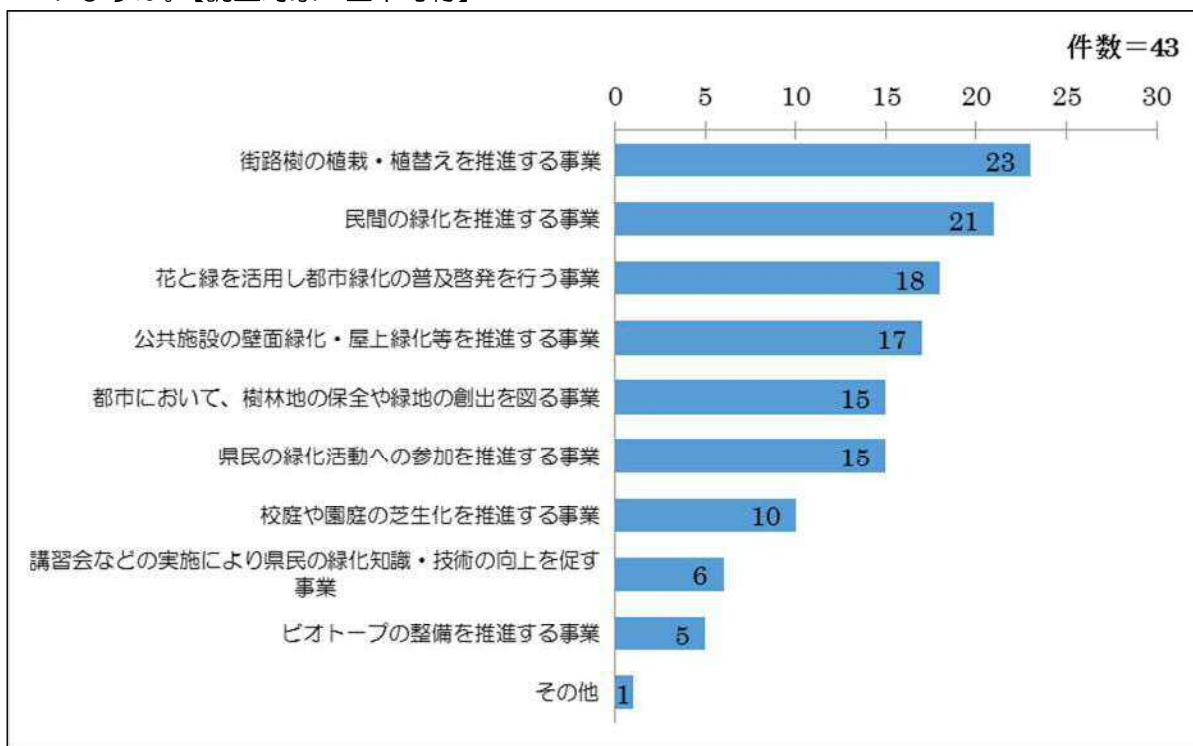
- 「このまま続けた方がよい」と「内容を変えて続けた方がよい」を合わせた「続けた方がよい」と答えた市町村の割合は、人工林整備事業が100%と最も高く、次いで都市緑化推進事業(96%)となっている。

## ■今後の事業のあり方について

問：「あいち森と緑づくり事業」を平成31年度以降も継続する場合、どのような取組が適当だと思いますか。【調査対象：森林を有する市町村】



問：あいち森と緑づくり都市緑化推進事業では、どのような事業を行うことができれば良いと思っていますか。【調査対象：全市町村】



(参考)

## 1 調査のあらまし

アンケートの種類	調査対象	標本数	回答数	回答率
森林整備全般	該当市町村	35	27	77%
人工林整備事業		15	12	80%
里山林整備事業／事業実施市町村		21	17	81%
里山林整備事業／事業未実施市町村		14	10	71%
都市緑化推進事業	全市町村	54	43	80%
環境活動・学習推進事業		54	44	81%
木の香る学校づくり推進事業		54	43	80%
愛知県産木材利活用推進事業		54	43	80%

## 2 調査時期

平成29年6月～7月

### (3) 事業関係者アンケート

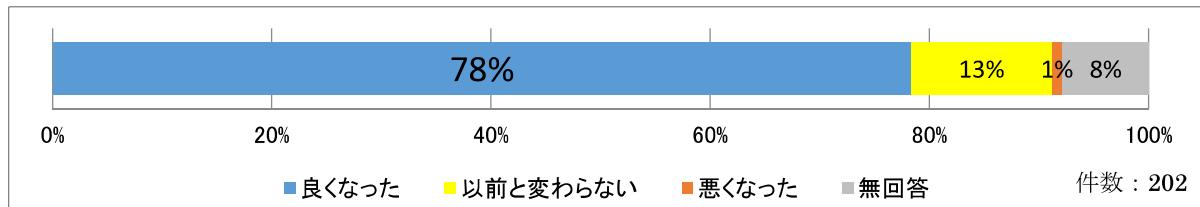
- 事業に直接的に関わった森林所有者、里山林保全活用団体、民有地緑化事業者、環境活動団体、学校関係者等は、いずれも高い割合で、事業の効果を実感

#### ①人工林整備事業

##### ■森林所有者

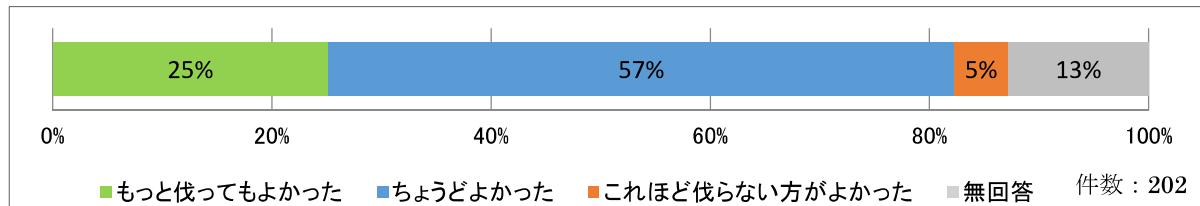
(事業の効果)

問：あいち森と緑づくり事業で行った間伐で、あなたの森林が良くなつたと思いますか。



(強度間伐について)

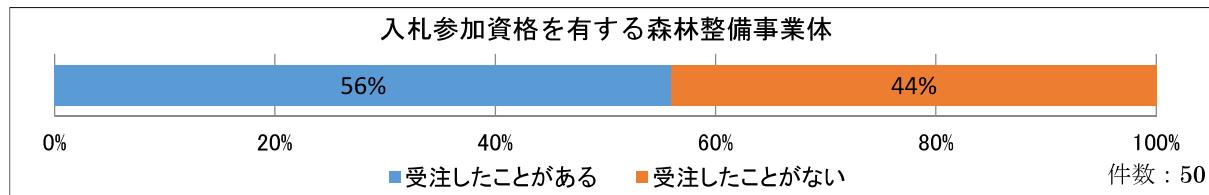
問：林業で一般的に行われる間伐よりも強度な間伐（本数率で約40%）を実施して、どう思いましたか。



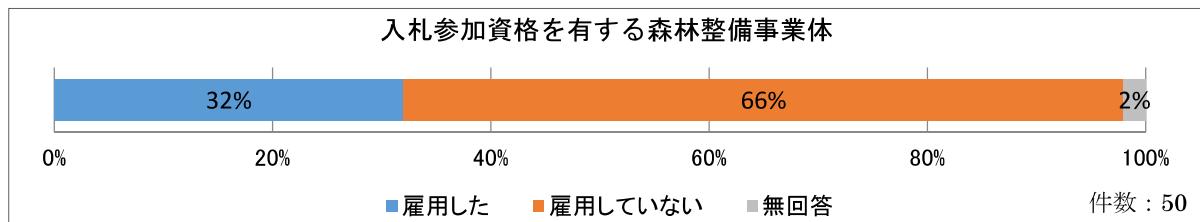
##### ■森林整備事業体

(雇用効果)

問：貴社は、あいち森と緑づくり事業（人工林整備事業）を受注したことがありますか。



問：貴社は、あいち森と緑づくり事業が始まったことをきっかけに新規就労者を雇用しましたか。

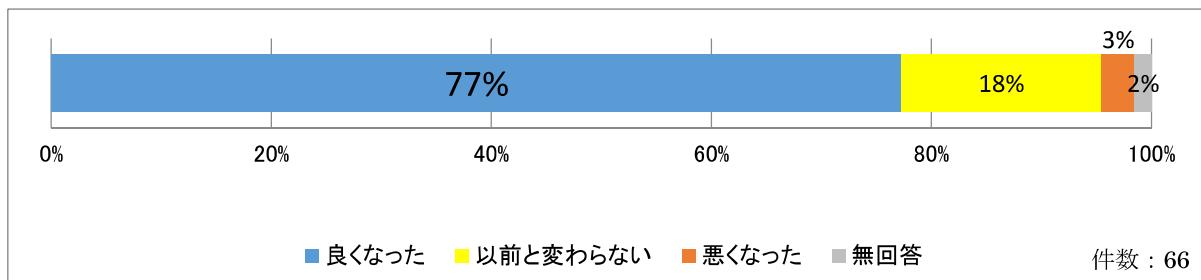


## ②里山林整備事業

### ■森林所有者

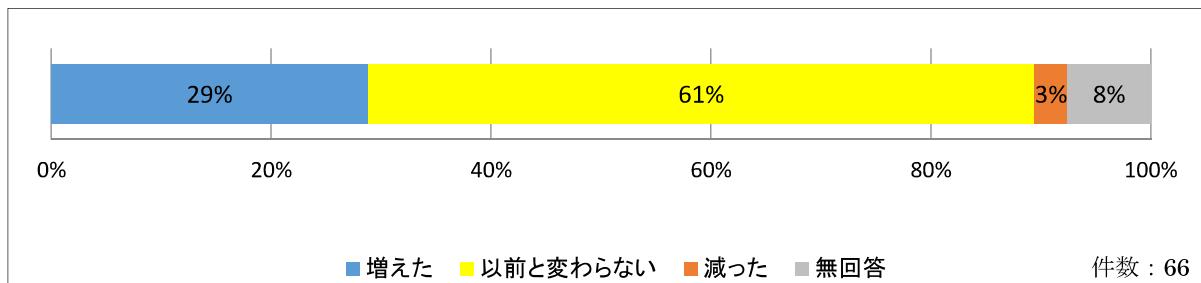
(事業の効果)

問：あいち森と縁づくり事業による里山林の整備で、あなたの森林が良くなつたと思ひますか。



(意識の変化)

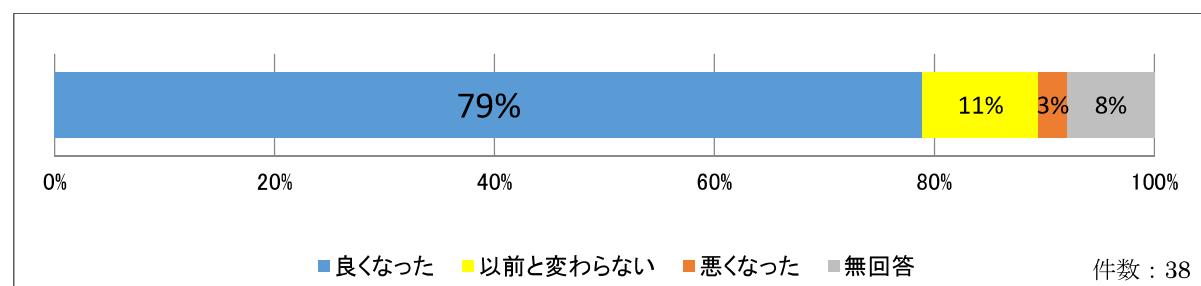
問：あいち森と縁づくり事業による里山林の整備を行つたことで、あなたはその森林に行く回数が増えましたか。



### ■地域活動団体

(事業の効果)

問：あいち森と縁づくり事業による里山林の整備で、あなたがたが関わっている森林が良くなつたと思ひますか。

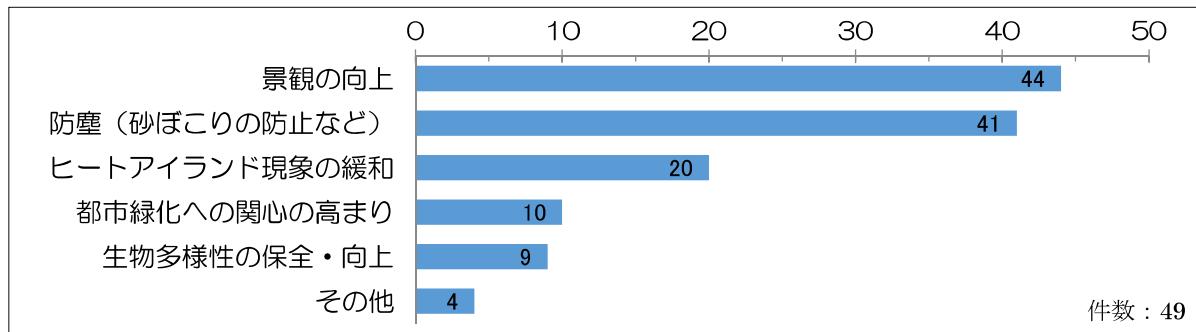


### ③都市緑化推進事業

#### ■芝生化事業者（都市緑化推進事業を活用して校庭や園庭を芝生化した事業者）

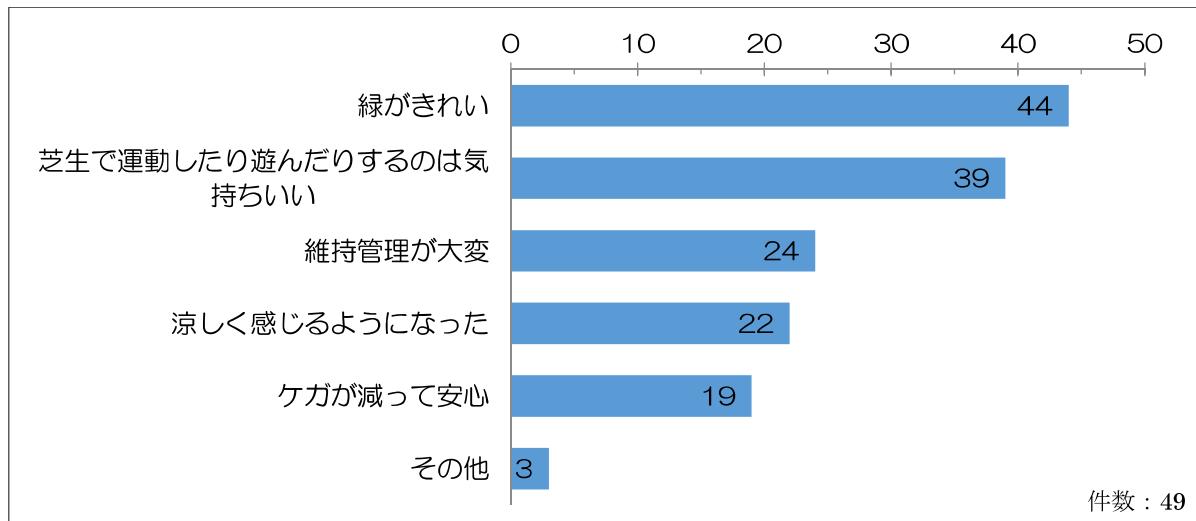
（事業の効果）

問：あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の実施により、実際に効果があったと感じることはありますか。



（子どもたちや保護者の反応）

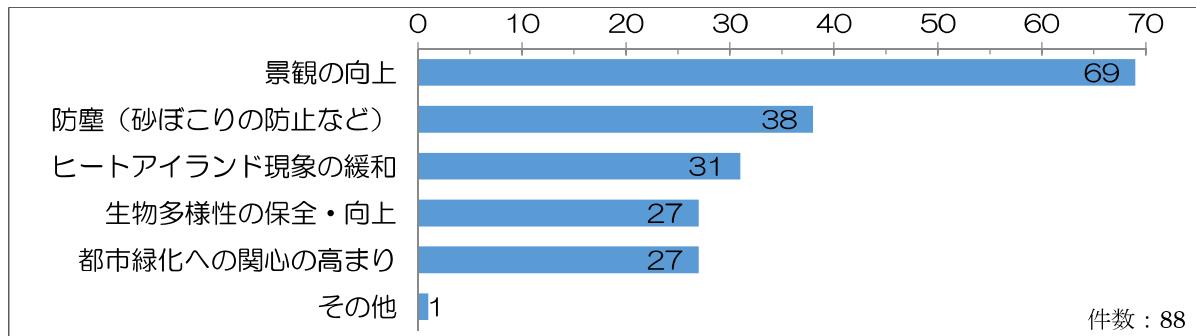
問：子どもたちや保護者の声はいかがですか。



#### ■民間事業者（都市緑化推進事業を活用して民有地の緑化を実施した事業者）

（事業の効果）

問：あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の実施により、実際に効果があったと感じることはありますか。

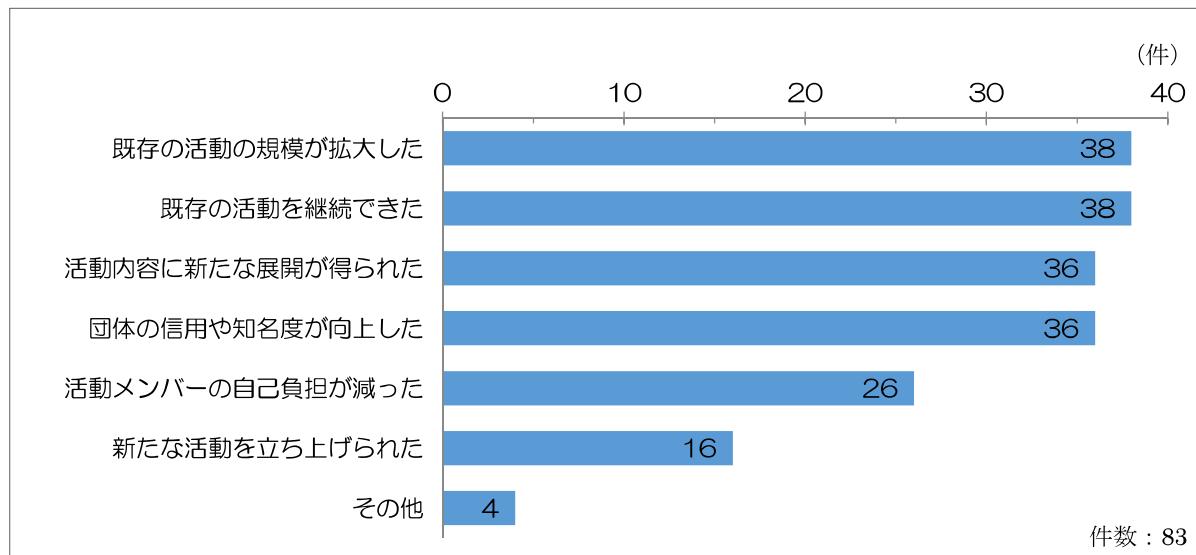


## ④環境活動・学習推進事業

### ■事業実施団体

(事業の効果)

問：この事業を活用して、貴団体の活動にどのような効果がありましたか。

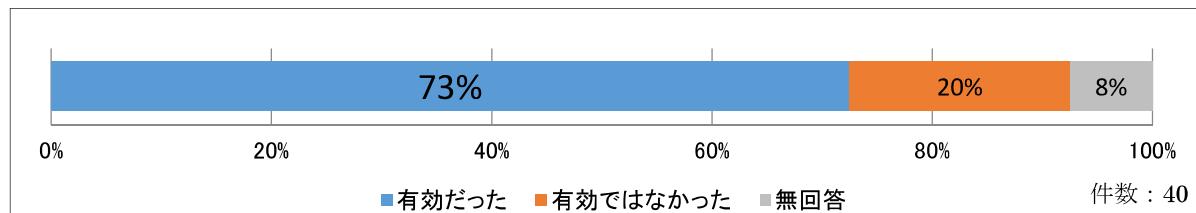


## ⑤木の香る学校づくり推進事業

### ■机・椅子等の導入校

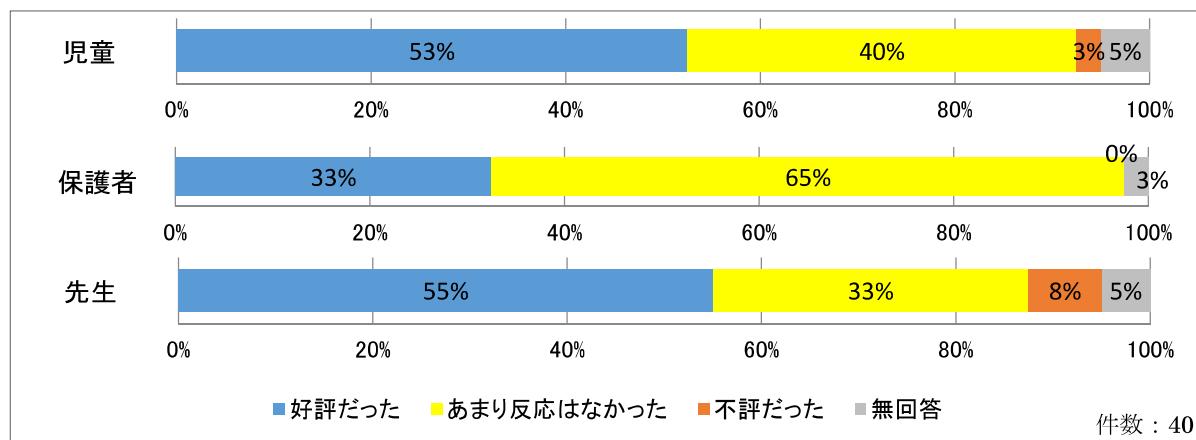
(事業の有効性)

問：木製の机・椅子、下駄箱、ロッカー等の導入は、森林整備の意義や木材活用の効果について児童生徒に知ってもらうきっかけとして有効でしたか。



(児童・保護者等の反応)

問：木製の机・椅子、下駄箱、ロッカー等を導入したことによる反応はいかがでしたか。

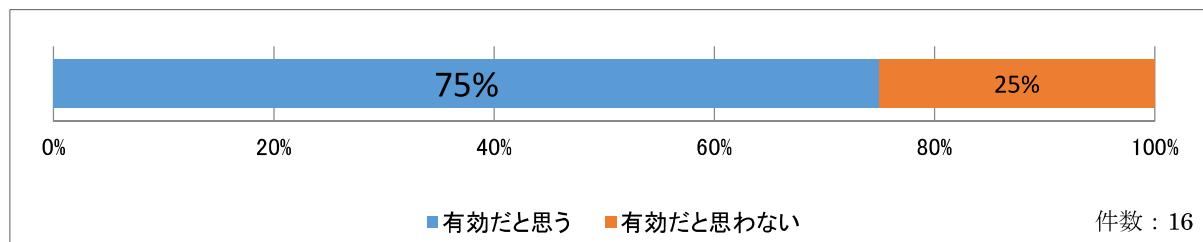


## ⑥愛知県産木材利活用推進事業（木製ベンチ導入）

### ■導入施設

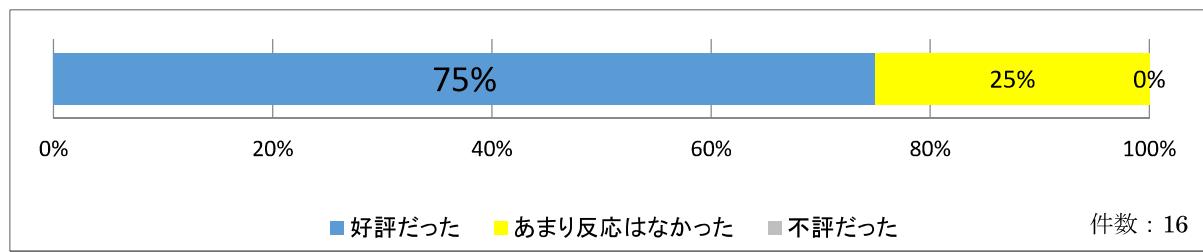
（事業の有効性）

問：愛知県産木材を利用した木製ベンチの導入は、森林整備の意義や木材活用の効果について施設利用者に知ってもらうきっかけとして有効でしたか。



（利用者の反応）

問：愛知県産木材を利用した木製ベンチを導入したことによる施設利用者の反応はいかがでしたか。



（参考）

#### 1 調査のあらまし

調査対象	標本数	回答数	回答率	抽出方法
人工林整備事業／森林所有者	300	203	68%	層化無作為抽出法
人工林整備事業／森林整備事業体	62	50	81%	全数調査
里山林整備事業／森林所有者	100	66	66%	層化無作為抽出法
里山林整備事業／地域活動団体	40	38	95%	全数調査
都市緑化推進事業／芝生化事業者	81	49	60%	全数調査
都市緑化推進事業／民間事業者	123	88	72%	層化無作為抽出法
環境活動・学習推進事業／事業実施団体	109	83	76%	全数調査
木の香る学校づくり推進事業／導入校	100	40	40%	層化無作為抽出法
愛知県産木材利活用推進事業／導入施設	20	16	80%	全数調査

（注）上記の他にも、森林整備技術者養成研修、木の香る学校づくり推進事業、及び愛知県産木材利活用推進事業の関係者（研修受講者、木製品の製造業者等）にアンケートを実施している。

#### 2 調査時期

平成29年6月～8月

## 2 事業に対する意見、要望等

### (1) 市町村の意見、要望等

県内市町村に対して、アンケート調査やヒアリングを実施しました。

主な意見、要望等は下表のとおりです。

区分	主な意見
人工林 整備事業	<p>1 事業の効果について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本事業により着実に公益的機能の向上が図られていると感じる。</li><li>○ 公道沿いの間伐の実施により、倒木による停電の防止や山間地の道路の視距確保・凍結防止などの効果があり、地域住民から喜ばれている。</li></ul> <p>2 事業の継続について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 森林が持つ多面的機能の発揮のため、事業を継続して、森林の適切な整備・保全を実施することは重要である。</li><li>○ 本事業は、市町村における森林整備等の推進に多大な影響を持つ事業であり、事業の継続は非常に重要である。</li><li>○ まだまだ間伐が必要な人工林が残っており、事業を継続して欲しい。</li><li>○ 特に公道沿いで、間伐の要望が多い。</li></ul> <p>3 事業の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業の採択要件を緩和して欲しい。 (道路からの距離要件の見直し、高齢級林分を含めるなど対象齢級の拡大、保安林での実施等。)</li></ul>
里山林 整備事業	<p>1 事業の効果について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業の実施により、地域住民の里山林整備等に対する意識が高まった。</li><li>○ 景観が良くなり満足している。観光客の増加、地域の活性化が期待される。</li></ul> <p>2 事業の継続について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ まだまだ整備したい里山林があり、事業を継続して欲しい。</li></ul> <p>3 事業の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 枯損木が目立つようになっており、安全確保の観点からも本事業が活用できるようにして欲しい。</li><li>○ 民家や道路に被さっている危険木が伐採できるようになるとよい。</li><li>○ 採択要件を緩和して欲しい。 (公有地での実施、協定期間(20年間)の短縮等。)</li></ul>
都市緑化 推進事業	<p>1 事業の効果について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業の活用により、着実に緑化の質・量が向上している。</li></ul> <p>2 事業の継続について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 緑の持つ公益的機能を発揮するために、緑を守り育てる事業は必要である。</li><li>○ 中山間地域における森林の整備はもとより、都市部における緑化事業等についても必要である。</li></ul> <p>3 事業の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 一般的な住宅では活用が困難など、多くの人が利用できる制度となっていない。より活用しやすい制度となるよう交付要件などを見直し、継続することが望ましい。</li><li>○ 緑化後の維持管理が課題である。</li></ul>

環境活動 学習推進 事業	<p><b>1 事業の効果について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ NPO やボランティア団体の活動を継続的、計画的に実施する支えとなっている。</li> <li>○ 支援を受けているおかげで自然の大切さ、保全の必要性を広く発信できている。</li> <li>○ 助成金によってなんとか用具を購入し、借上費をまかない、活動を発展させてきた。</li> </ul> <p><b>2 事業の継続について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森と緑づくりは短期間ではできず、手を加えないと元の姿に戻ってしまう。</li> <li>○ 本事業を活用し、緑のカーテン事業を実施しており、今後も実施する予定であるため、事業を継続して欲しい。</li> </ul> <p><b>3 事業の見直しについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規模の大きい事業にも対応できる交付対象事業を新設して欲しい。</li> </ul>
普及啓発 事業	<p><b>1 事業の効果について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県産木材を使用した製品は、価格が割高となることが多いが、本事業の活用により導入を進めることができた。</li> <li>○ 製品によっては、県産木材なのかどうか分からぬるものもあり、導入するだけではあまり理解促進に繋がらない。</li> </ul> <p><b>2 事業の継続について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県産木材を活用した机・椅子の導入を計画的に進めており、事業を継続して欲しい。</li> <li>○ 間伐材の搬出促進を図り、木材の利用拡大に繋げていくことは、非常に重要である。</li> </ul> <p><b>3 事業の見直しについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 木の香る学校づくり推進事業については、対象を学校に限定せず、保育園、幼稚園、児童館等にも拡大して欲しい。</li> <li>○ 県産木材利活用推進事業については、ベンチだけでなく、公共施設の木造化・木質化に必要となる備品・机・ロッカー等、対象を拡大して欲しい。</li> <li>○ 事業対象を公共施設以外にも対象を拡大して欲しい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 川上（森林整備・木材生産）から川下（木材消費）まで一貫した取組についても検討すべきである。</li> <li>○ 国において森林環境税（仮称）の創設が検討されているが、愛知県独自の「あいち森と緑づくり事業」を継続することにより、森林整備の推進及び県民意識の向上を期待する。</li> </ul>

(参考) 市町村ヒアリング

- 1 実施時期 平成 29 年 10 月～11 月
- 2 実施市町村 28 市町村

## (2) あいち森と緑づくり委員会における意見、提案

事業評価にあたっては、「あいち森と緑づくり委員会」の意見を伺いました。

主な意見、提案等は下表のとおりです。

区分	主な意見
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林、里山林、都市の緑、環境活動・学習を繋げるような、相互に連携した取組ができるとよい。</li> </ul>
人工林整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き間伐に取り組む必要がある。</li> <li>○ 公道沿いの間伐は、山間地域のライフラインの確保の観点からも重要である。</li> <li>○ 溪流沿いなどは、流木対策として間伐材を積極的に搬出すべきである。</li> <li>○ 植栽面積が減っており人工林の若返りが必要である。その場合、獣害対策や植栽後の育林への支援が必要である。</li> <li>○ 公道沿いの間伐は高度な技術が必要であり、技術者の育成が必要である。</li> </ul>
里山林整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 里山林整備は、「生きがい」「余暇」など県民ニーズを捉えて、県民協働で行うとよい。</li> <li>○ 里山林は、都市住民等が身近に自然に触れ合うことのできる場所。そのため、歩道の整備や案内板の設置、指導者の養成等、里山林の利活用における安全・安心・快適性の確保が必要である。</li> <li>○ 里山林は、都市生活との接点であり、地域住民に危険が及ばないよう配慮が必要である。</li> </ul>
都市緑化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市の緑の「質」が問題となっている。都市の緑は、自然環境、景観、楽しみなどさまざまな「質」の側面があり、市街地内の樹林地等についても、その保全の仕方や使い方などを考えていく必要がある。</li> <li>○ 「農」「花」など、様々な緑の要素を取り入れていくことを考える必要がある。</li> <li>○ 本県は花の生産日本一であるが使用は少ない状況。花は目に留まりやすく、取りかかりとして触れやすい。都市の緑の認知を高める花の効果的な使い方が大事。</li> <li>○ 緑や花に触れる機会として、行政以外が行う都市の緑や花に関する企画・イベントへの助成があるとよい。</li> </ul>
環境活動学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「奥山」「里山」「都市の緑」の環境学習・環境活動のネットワーク化のようことができるとよい。</li> <li>○ 課題解決に向けて、異分野の人材が協力したり、複数団体が連携したりといった、環境活動の提案を県民から募り、支援できるとよい。</li> <li>○ 環境活動・学習は未来への投資として重要であり、十分な活動を行うために予算を確保してほしい。</li> </ul>
普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ より一層広報に力を入れる必要がある。あいち森と緑づくり税を払うことが、自分達の将来に繋がっているということを、理解してもらう必要がある。</li> <li>○ 木製品やパンフレット等の普及啓発資料は、デザインのグレードを上げて、人々の興味を引くような工夫が必要である。</li> <li>○ SNS等を活用した県民自らによる情報発信や、森と緑のサポーター制度等、県民が参加できる仕組みづくりができるとよい。</li> </ul>

普及啓発 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業に関わった様々な分野の NPO 等が県民にアピールする機会があるといい。</li> <li>○ 普及啓発は子育て世代をターゲットにするのも効果的。</li> <li>○ あいち森と緑づくり事業のマスコットがあるといい。</li> <li>○ 間伐とセットで、県産木材の利用促進にも積極的に取り組む必要がある。</li> <li>○ 多くの県民が利用する施設等で、県産木材の利用を促進する必要がある。合わせて、あいち森と緑づくり税（事業）をPRすることにより、都市住民が、あいち森と緑づくり税のメリットを感じ、理解促進につながっていく。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の森林環境税（仮称）とのすみ分けを、県民に説明していく必要がある。</li> </ul>

(参考) あいち森と緑づくり委員会

1 委員（五十音順、敬称略）

氏名	所属・役職等
青山 裕子	公募委員
天野 麻里絵	ガーデニングミュージアム花遊庭 ガーデナー
石川 智史	公募委員
岡田 憲久	名古屋造形大学 特任教授
唐澤 晋平	公募委員
武田 美恵	愛知工業大学 准教授
中川 弥智子	名古屋大学 准教授
斎藤 祐子	特定非営利活動法人もりの学舎自然学校 理事
原 正信	愛知県指導林家
肘井 直樹	名古屋大学 教授

【任期：平成 28 年 6 月 20 日～平成 30 年 6 月 19 日】

2 委員会の開催状況等

- (1) 委員会 平成 28 年度 4回  
平成 29 年度 4回（見込み）
- (2) 個別ヒアリング 平成 29 年 12 月

## コラム

### 森林環境税(仮称)等の創設について(案)

- 平成30年度税制改正大綱によると、森林関連法令の見直しを踏まえ、以下のとおりの税を創設することとなりました。

#### 1. 森林環境税(仮称)の創設【平成36年度から課税】

納税義務者等: 国内に住所を有する個人に対して  
課する国税  
税率: 1,000円(年額)  
賦課徴収: 市町村が個人住民税と併せて  
賦課徴収  
国への払込み: 都道府県を経由して全額を国の  
譲与税特別会計に払込み  
その他の措置: 個人住民税に準じて非課税の範囲、  
減免、納付・納入、罰則等に関する  
所要の措置

#### 2. 森林環境譲与税(仮称)の創設【平成31年度から譲与】

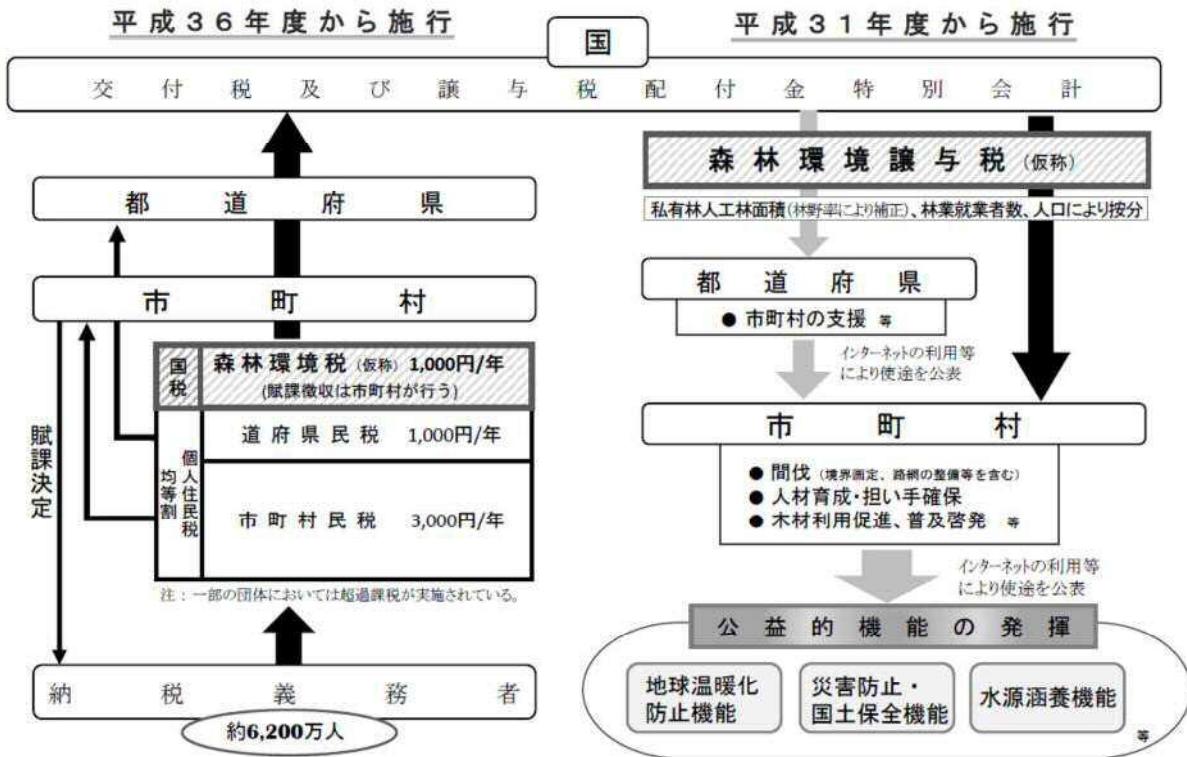
譲与額: 森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額  
譲与団体: 市町村及び都道府県  
用途: (市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や  
普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用  
(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用  
基準: (市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、  
林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分  
※私有林人工林面積については、林野率により補正  
(都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分  
用途の公表: インターネットの利用等の方法により公表

#### 3. 制度創設時の経過措置

- 平成35年度までの間における譲与財源は、暫定的に譲与税特別会計における借り入れにより対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の収入の一部をもって確実に償還。  
○ 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

### 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分担して森林を支える仕組み



※総務省、林野庁作成資料より引用